

入札心得改正のお知らせ

松本市入札心得の改正を行います。

令和5年3月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

【改正する制度】

松本市入札心得

【改正の内容】

競争入札時に2回の入札を行っても落札（候補）者が決定しない場合に行う、随意契約による見積合わせの回数を2回から1回へ改正します。

改正前	改正後
（落札者又は落札候補者が決定しない場合） 第10条 前条の規定により再度の入札を行った場合において、落札者又は落札候補者が決定されないときは、入札日等を指定し直して新たな入札を行うか、又は再度の入札において有効最低価格の入札をした者と随意契約による見積合わせを行います。（この場合は、入札参加者全員在室のまま、2回までの見積）	（落札者又は落札候補者が決定しない場合） 第10条 前条の規定により再度の入札を行った場合において、落札者又は落札候補者が決定されないときは、入札日等を指定し直して新たな入札を行うか、又は再度の入札において有効最低価格の入札をした者と随意契約による見積合わせを行います。（この場合は、入札参加者全員在室のまま、1回までの見積）